

プレスリリース

平成 24 年 11 月 29 日
厚生労働省
農林水産省

米国産牛肉の混載事例について

11 月 22 日（木曜日）に動物検疫所東京出張所が衛生証明書に記載のない米国産牛肉を確認したことから、厚生労働省及び農林水産省は、当該出荷施設からの輸入手続を保留し、米国政府に月齢を照会していました。

本日、米国政府から、20 か月齢以下の牛由来であることが確認できない旨の回答があったことから、当該出荷施設からの牛肉の輸入を停止し、米国政府に対し詳細な調査を要請しました。

1. 経緯

- (1)11 月 22 日（木曜日）、動物検疫所東京出張所が、東京港に入庫した米国産牛肉冷凍バラ肉（骨なし、429 箱）の現物検査において、衛生証明書に記載のない冷凍バラ肉（あばら骨つき、特定危険部位ではない）が 1 箱（約 26.5kg）含まれていることを確認しました。

なお、動物検疫所において当該貨物全箱を開梱し、現物検査を実施しましたが、その他の貨物に問題はありませんでした。

（注）貨物の概要

- （ア）出荷施設：カーギル社スカイラー工場（ネブラスカ州）
- （イ）輸入者：スターゼンインターナショナル株式会社
- （ウ）品目：冷凍バラ肉
- （エ）総重量：429 箱（約 9 トン）

※当該貨物は流通しておりません。

- (2)このため、厚生労働省及び農林水産省は、当該出荷施設からの貨物について、輸入検疫証明書の発給の保留を行うとともに、在京米国大使館及び輸入者を通じ、当該冷凍バラ肉の月齢を照会しました。
- (3)本日、米国政府から、当該品目が 30 か月齢未満の牛由来であることは確認できるが、対日輸出条件である 20 か月齢以下の牛由来であることまでは確認できない旨の回答がありました。

2. 今後の対応

厚生労働省及び農林水産省は、過去の同様の事例に即して当該出荷施設からの輸入手続を停止するとともに、米国に詳細な調査を要請しました。

両省は、米国政府からの詳細な調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

お問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2455）

直通：03-3595-2337

担当：今西

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 4584）

直通：03-3502-8295

担当：福島、松尾

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>